

「JCSS 登録及び認定の一般要求事項」(JCRP21) 第 22 版改正案にかかるご意見及び回答

ご意見	回答
<p>5.2.2.3 (6)項の変更について、今後不適合となるような事例があればお示し頂きたい。</p>	<p>5.2.2.3 (6)の要求事項は、現行の JCRP21 5.2.1(2)と同一です。今回の改正により新規に規定された要求事項ではありません。</p>
<p>5.3 校正測定能力の測定不確かさに関する方針 (4) 全体的にイメージがわかりません。『現存する最良の校正品目』とあるが、具体的にどんなイメージなのか？また、それを想定した不確かさの寄与？『繰返し性不確かさの寄与がゼロ～』は？具体的な例と、説明をもう少し加えた方が良いかと思えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>JCRP21 は各要求事項を簡潔に記載すべき文書であり、各要求事項の解説が必要な場合は、対応する指針文書に記述されます。ご指摘の要求事項に関しては、根拠方針文書である ILAC P14 該当箇所の和訳が「校正における測定不確かさの評価 (JCG200)」付録 A に記載されています。JCG200 の参照について、5.3 備考 2 に追記することとします。</p> <p>JCG200 付録 A にあるように、一般論として、“現存する最良の校正品目”に必要な要素として、「校正物のうち市場で又は他の何らかの方法で顧客が入手できるもの」があります。実際に対象品目の校正を行って得られたデータであれば正に“市場で入手できる現存品目”のデータですから、そのまま校正測定能力の不確かさとして適用できます。一方、実測データによらず、測定の結果（指示値の読み、環境条件変動等）を仮想的に構築して（例えば、10 回繰返し測定のうち 2 回 1 目量ばらつくこととする、等）、その仮想的データに基づき各種不確かさを算出し校正測定能力の不確かさとするような場合、その仮想的データが「現存する校正品目」として実現可能であることが求められます。たとえば“繰返し測定の不確かさがゼロであ</p>

	<p>る”という仮想データをもっていた場合、それが対応する品目の特性から現実的なかどうか、がポイントになります（実測データとしてもっているのであれば問題ありません）。</p> <p>各不確かさ要因について上記内容をどのように解釈するのかは、校正の分野毎に異なります。必要な追加的解釈があれば、各区分の指針文書等に記述されることとなります。</p>
<p>5.2.2.3 (6) 有効数字の最小桁に揃えることが削除された意図は何でしょうか。不確かさが校正値最小桁に満たない場合、校正値の最小桁の値に意味がなくなるため。</p>	<p>JCRP21 要求事項は ILAC P14:2019 に基づいています。ILAC P14 改正により本要求事項が削除されたことが、JCRP21 の当該要求事項を削除する理由です。ILAC P14 から本要求事項が削除された明確な理由は把握していません。校正証明書の報告形式等に対する顧客ニーズ等を考慮しての削除ではないかと考えます。</p>

以上